

◇大阪市市税条例の一部を改正する条例

- 1 個人の市民税について、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税（定額減税）措置を講ずることにしました。
- 2 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和6年度から令和8年度までの各年度の宅地等に係る固定資産税及び都市計画税について、改正前の負担調整措置を継続して適用する措置を講ずることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(財政局税務部管理課)